

学校いじめ防止基本方針

守口市立錦小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法の定義より）

2. いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（1）いじめの基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらにその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校内外を問わずいじめが行われなくようにすることを旨として行われなければならない。

（2）いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合は、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには以下のような様々な特質がある。

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは学校、家庭、地域など全ての関係者が各々の役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめ防止等の対策のための学校組織

いじめを発見した教職員が一人で問題を抱え込むことがないように、いじめ防止等のための組織を設置する。情報共有の体制を作り、実効性の高い取組にするために、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長、教頭、教務（※記録係）、通級担任、生活指導担当、支援コーディネーター、担当学年団、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を構成員とする。学校長主導のもと「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応し、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

【名称】 いじめ防止対策委員会

【役割】 ・学校いじめ基本方針の策定

・いじめの相談・通報の窓口

・いじめに係る情報の収集、記録、共有

・認知されたいじめの解決に向けて効果的な方策を検討、実行

・学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

4 月	・ いじめ防止基本方針を保護者へ周知（HP） ・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ いじめ防止対策委員会（いじめ防止基本方針に係る研修）
5 月	・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 校内支援委員会
6 月	・ いじめ防止対策委員会（元気調査を生かした児童・生徒指導についての研修） ・ 元気調査（1 学期） ・ 校内支援委員会 ・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議）
7 月	・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 個人懇談会 ・ 校内支援委員会
8・9 月	・ 小中合同研修会（ブロック人権） ・ 校内支援委員会 ・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議）
10 月	・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 校内支援委員会
11 月	・ 元気調査（2 学期） ・ 校内支援委員会 ・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議）
12 月	・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 個人懇談会 ・ 校内支援委員会
1 月	・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 校内支援委員会
2 月	・ 元気調査（3 学期） ・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 校内支援委員会
3 月	・ 気になる児童についての情報交換（学年会・部会・職員会議） ・ 次年度に向けての児童の引き継ぎ ・ いじめ防止対策委員会新年度に向けた「いじめ防止基本方針」についての研修

※各学年会の最初の15分に情報交換（隔週）…担外・ひまわりの先生が各学年に入り、情報共有する。

5. 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。この認識を全ての教職員がもち、児童の豊かな心の育成・好ましい人間関係の築き、いじめを生まない学校作りに取り組むことが、未然防止につながる。

(1) 児童や学級の様子を知る

○児童や学級の様子を知るためには、児童たちと場を共にすることが必要である。そして児童の言動から、1人1人の状況を推し量る教職員の気づきが大切である。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

○主体的な活動を通して、児童たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる心の居場所作りの取り組みが必要である。

(3) 人権教育や道徳教育の充実

○いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを児童たちに理解させることが必要である。また、いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、人間性豊かな心を育てることが大切である。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

○いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために HP や学校便り等による広報活動を行う。

6. 早期発見

教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであるという共通認識を持つ。そして全ての教育活動を通じて児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さない努力をする。

(1) 早期発見のための手立て

①日々の観察

○子どもがどのように過ごしているか、「問題行動への対応チャート」等を活用して観察する。休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会には、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

②観察の視点

- 担任を中心に、教職員は子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- グループ内で気になる言動を察知した場合は、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる必要がある。
- 子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

③日記や連絡帳等の活用

- 日記や連絡帳等の活用により担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係を築く。
- 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④いじめ実態調査アンケート（元気調査）

- （アンケートは、複数の教職員（専門家を含む）で確認した上で、学校いじめ対策委員会において、情報を集約した後、全教職員で共有する。）
- 学期途中に1回、計3回のアンケート調査を実施する。また、アンケートは発見の手立ての一つであるという認識をもっておく。
- 実施方法については、学校の状況に応じて、配慮し実施する。

⑤教育相談（学校カウンセリング）

- 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

7. いじめの早期対応

いじめの兆候が確認された時には、早期に適切な対応をしなければならない。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速に指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが大切である。またいじめの再発防止のため継続的に見守る必要がある。

(1) いじめを認知した場合の対応

① いじめ情報のキャッチ

- ↓ ○最初に認知した教職員は校長に報告するとともに、学級担任・生活指導担当等でいじめの確認を行う
- いじめられた児童を徹底して守る。 ○見守る体制を整備する。(登下校・休み時間・掃除時間等)
- ※児童生徒が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、まずは被害児童生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害児童生徒やその保護者の意向を尊重する。

② 正確な実態把握

- ↓ ○当事者や周りの児童から聞き取りをし、記録する。
- 個々に聞き取りを行い、関係教職員と情報の共有と正確な把握をする。

③ 指導体制、対応方針の決定

- ↓ ○校長は関係教職員を集め取組内容、役割分担等、解決に向けた方策を決定する。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 教育委員会、関係機関(警察等※連携図参照)との連携を図る。

④ 児童・保護者への指導(対応)と支援(複数教員での対応・記録の保存)

- ↓ ○いじめられた児童への対応
 - ・安心して学校に通学できるようにするために、いかなる理由があってもいじめは許さないことを伝える。
 - ・事実確認と共に、まず辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・一緒に解決していくこと、秘密を守ることを伝える。
 - ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- いじめられた児童の保護者への対応
 - ・発見したその日のうちに保護者に連絡し、事実関係を伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- いじめた児童への対応
 - ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
- いじめた児童の保護者への対応
 - ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛い気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考えていく。
- 観衆や傍観者への対応
 - ・いじめは、学級や学年等集団全体の更には自分たちの問題として意識させ、いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを進めていく。
 - ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

⑤継続した対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にスクールカウンセラー等を活用し、心のケアを進めていく。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発・未然防止のために日常的にいじめに対して早期対応に努め、いじめのない学級作りへの取り組みを進んで行う。

8. ネット上のいじめの対応

(1) ネット上のいじめ

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を SNS などへ書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うことである。

(2) 未然防止のために

①情報モラルに関する指導で児童たちに理解させること。

- 発信した情報は、多くの人にすぐ広まる。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、傷害などの別の犯罪につながる可能性がある。
- 一度流出した情報は、二度と削除することはできない。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。

②保護者へ伝えたいこと

- 児童たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは第一に家庭である。フィルタリングだけでなく、家庭の中で児童たちを危険から守るためのルールを作ったり、携帯電話の必要性を検討したりする。
- インターネットへのアクセスは、知らぬ間に個人情報流出するスマートフォン特有の新たなトラブルに繋がるという認識をもつ。
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識する。
- トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づいたときは、迷わず問いかけ、迅速に学校へ相談すること。

教育相談

連携

市教育センター 06-6997-0703

■相談窓口

- ・いじめホットライン（子ども） 06-6992-0177
- ・電話教育相談（保護者） 06-6992-6346
- ・メール教育相談（子ども・保護者）

【24 時間送信可】

【メールアドレス：soudan@moriguchi-osk.ed.jp】

- ・LINE 教育相談（子ども）【24 時間送信可】

- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」
06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」
（子）06-6607-7361 （保護者）06-6607-7362
（教職員）06-6607-7363
- ・すこやか教育相談 2 4 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室（子）0120-928-704
- ・子ども家庭相談室（保護者）06-4394-8754
- ・守口警察署 06-6994-1234